

檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事
公募型プロポーザル 募集要項

平成 29 年 7 月 6 日

1. 事業目的

原子力災害からの長期避難の影響により、町内の農業関連施設の老朽化・担い手不足等が深刻化しており、今後荒廃農地の増加が予測されることから、町では農業者や担い手・関係機関と協議を重ねた結果、震災前の主力作物であった水稻を再生することが非常に重要である。

このようなことから、水稻再生を図るため必要な施設として、カントリーエレベーター、米農業低温倉庫、水稻育苗施設等の農業関連施設整備を檜葉町復興計画(第二次)第二版に重点目標として掲げ、施設整備することで、少ない農業者でも効率の良い経営が出来るよう、また低コスト・省力化栽培技術等も組み入れながら、飼料用米や高付加価値米の安定生産に努め、檜葉町が農業再生のモデルタウンとなり、一人でも多くの農業者が檜葉町に戻って営農再開することで、優良農地の確保を目指す。

2. 事業名称

檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事

3. 事業内容

(1) 施工場所

- ① 所在地 福島県双葉郡檜葉町大字下小埜字戸崎地内(事業用地位位置図のとおり)
- ② 敷地面積 6,500 m²
- ③ 現況 宅地予定(農地転用許可申請中)
- ④ その他 上水道 造成工事にて上水道管を設置予定。
下水道 造成工事にて公共柵を設置予定。
※苗の散水や育苗作業時に使用する水はランニングコストを考慮し地下水を利用する(本事業で井戸工事を行うこと。また必要な水量・水質等を十分に確保すること)。
都市計画区域 都市計画区域内 非線引き都市計画区域
地質調査 別紙資料を参考(設計及び申請等に必要な調査は本事業にて行う)。

(2) 業務概要

- ① 本業務に関する全ての施設及びその他附帯設備の実施設計の作成
- ② 本業務に関する全ての施工
- ③ 本業務に関する全ての工事に関する書類の作成
- ④ 本業務に関する全ての調査及び申請業務(費用負担含む)
- ⑤ その他本事業で必要な業務

(3) 施設概要

檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事 公募型プロポーザル仕様書(以下「仕様書」という。)及び檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事 公募型プロポーザル特記要件(以下「特記要件」という。)のとおりとする。

(4) 施工形態

単独企業

(5) 予定工期

契約締結日から平成 30 年 12 月 21 日(金)

(6) 契約上限額

333,828,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※上記 3 (2) の①から⑤に係る業務の総額とする。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

(7) 本事業に関連する規程

本事業に関連する規程は以下のとおりである。

- ① 檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事 公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)
- ② 檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事 公募型プロポーザル参加表明書及び企画提案図書作成の手引き(以下「手引き」という。)
- ③ 仕様書
- ④ 特記要件

(8) 担当部課

檜葉町役場 産業振興課

〒979-0696 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 -6 (檜葉町役場東庁舎 1 階)

電話：0240-23-6104 (内線 532) FAX：0240-25-1234

メールアドレス：sangyoushinkou-n@town.naraha.lg.jp

4. スケジュール

内容	期間等 ※1
①プロポーザル募集要項の公表	平成29年7月6日(木)
②現地説明会 事前申込み	平成29年7月6日(木) から 平成29年7月11日(火)
②現地説明会	平成29年7月12日(水)午後 2 時から
③質問書の受付	平成29年7月13日(木)から 平成29年7月20日(木)午後 5 時まで
④質問書に対する回答	平成29年7月25日(火)
⑤参加表明書の受付	平成29年7月13日(木)から 平成29年7月20日(木)午後 5 時まで
⑥参加資格の有無の回答	平成29年7月25日(火)
⑦企画提案書等の受付	平成29年7月26日(水)から 平成29年8月10日(木)午後 5 時まで
⑧審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	平成29年8月下旬 ※時間は個別に連絡する。
⑨候補者選定結果の通知	平成29年8月下旬
⑩仮契約 ※2	平成29年8月下旬～ 9月上旬
⑪本契約締結	平成29年9月上旬

※1 期間等については、土曜日、日曜日及び祝日を除く。(国交省通達(平成12年12月6日建設省厚契発第43号 最終改正 平成18年9月28日国地契第56号)を参考に作成した。)

※2 12(4)に掲げる関連事業の進捗により仮契約が遅れることがある。

5. 現地説明会

本事業の現地説明会を開催する。なお、現地説明会には、以下のとおり事前に申込みを行った者のみ参加できるものとする。

(1) 開催予定日

平成 29 年 7 月 12 日(水)午後 2 時から(1 時間程度、雨天決行)

(2) 集合場所

双葉郡檜葉町大字下小埸字戸崎地内(事業用地位置図のとおり)

(3) 事前申込み

- ① 日 時 平成 29 年 7 月 6 日(木)から平成 29 年 7 月 11 日(火)まで。
- ② 方 法 「現地説明会参加申込書(手引き様式 5)」に必要事項を記入の上、FAX 又は電子メールで提出すること。提出後には、必ず受信確認を行うこと。
- ③ 申込先 檜葉町役場 産業振興課

6. 質問及び回答について

3(7)に掲げる①から④について、質問を受け付ける。

(1) 受付

- ① 期 間 平成 29 年 7 月 13 日(木)から平成 29 年 7 月 20 日(木)午後 5 時まで
- ② 方 法 「質問書(手引き様式 6)」に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。提出後には、必ず受信確認を行うこと。
- ③ 提出先 檜葉町役場 産業振興課

(2) 回答

平成 29 年 7 月 25 日(火)までに、檜葉町ホームページに質問に対する回答を掲載する。

7. 応募条件(プロポーザル応募資格要件)

(1) 応募者の構成

応募者は、本事業を実施することを予定する単独企業とする。

(2) 応募資格要件

応募者は、本事業の参加表明書の受付までに、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、応募資格を取り消すものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 檜葉町建設工事等暴力団排除措置要綱(平成21年10月30日訓令第29号)に定める指名回避措置要件に該当しない者であること。
- ③ 国税等に未納がない者であること。
- ④ 平成 29・30 年度檜葉町入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日に、福島県内において工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の資格業者に対する指名停止(昭和61年10月1日訓令第1号)による指名の停止を受けていない者であること。
- ⑤ ④の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加表明書の受付期限までに受理を受けた者であること。
- ⑥ 現在、福島県内において、農林水産省の機関及び地方公共団体から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第

225号)に基づく再生手続き中の者ではないこと。(檜葉町長が工事請負資格を有すると認めた場合を除く。)

⑧ 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

(3) 業務の資格要件

次に掲げる「ア 設計業務を行う者の応募資格要件」及び「イ 施工業務を行う者の応募資格要件」の両方の資格要件を満たす者とする。

ア 設計業務を行う者の応募資格要件 設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 公告日時点において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成19年4月1日から公告日までに、日本国内において、単独企業として水稻苗の総数20,000箱の施設で、種籾処理・播種・出芽・緑化・硬化の一連の水稻育苗施設の建設工事における『製造請負工事』の実施設計業務を完了した実績を有すること。なお、実施設計業務を建設工事の請負契約の下で実施した実績がある場合については、実施設計の業務実績を有するものとみなす。

イ 施工業務を行う者の応募資格要件

- ① 参加表明書の受付までに、平成29・30年度檜葉町入札参加有資格者名簿において、次に示す工事種類に対応する業種(機械設備工事)が登録されている者であること。
また、当該工事種類に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「業法」という。)第15条に規定する特定建設業の許可を有すること。

工事種類	建設業許可	
機械器具設置工事	特定建設業	
建築一式	特定建設業	

- ② 平成19年4月1日から公告日までに、日本国内において、単独企業として水稻苗の総数20,000箱の施設で、種籾処理・播種・出芽・緑化・硬化の一連の水稻育苗施設の建設工事における『製造請負工事』の施工実績を有すること。
- ③ 次に掲げる要件を全て満たす監理技術者等を業法の定めるところにより専任で配置すること。
 - ・監理技術者(機械機械器具設置工事)の資格を有し、機械器具設置工事に対応した監理技術者資格証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
 - ・常勤の自社社員であり、企画提案書提出日の前日から起算して前3か月以上の雇用関係があること。

(4) 応募資格要件の概要

7(3)に掲げた資格要件の概要は、次の表のとおり。

【業務の資格要件の概要表】

	設計業務に係る要件		施工業務に係る要件		
	項目	単独企業	項目	単独企業	
資格要件	檜葉町入札参加資格者名簿	不要※	檜葉町入札参加資格者名簿	必要	
	【建築関係コンサルタント部門「建築一般」】の登録		【機械設備工事】の登録		
	一級建築士事務所登録	必要	建設業許可 機械器具設置工事及び建築一式	必要	
			建設業許可 特定建設業	必要	
実績要件	受注対象	事業者	受注対象	事業者	
	対象施設	水稻育苗施設	対象施設	水稻育苗	
		苗総量 20,000 箱以上		苗総量 20,000 箱以上	
	業務範囲	日本国内での製造請負工事 の実施設計	業務範囲	日本国内での製造請負工事 の施工	
業務期間	平成 19 年 4 月 1 日から公告 日まで	業務期間	平成 19 年 4 月 1 日から公告 日まで		
技術者要件		監理技術者	【資格】 監理技術者(機械器具設置 工事) 必要		

※「設計業務に係る要件」の資格要件にある「檜葉町入札参加資格者名簿【建築関係コンサルタント部門「建築一般」】」の登録は不要であるが、「施工業務に係る要件」の資格要件となる「檜葉町入札参加資格者名簿【機械設備工事】」に登録されていなければならない。

8. 参加表明書の作成と提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を作成し提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(手引き様式 2-1)

イ 法人登記簿謄本(申請前 3 か月以内のもの)

ウ 印鑑証明書(発行後 3 か月以内のもの)

エ 直近 3 期分の決算書

オ 応募資格要件を満たすことを証する書類

① 応募資格要件を満たす旨の誓約書(手引き様式 2-2)

② 同意書(手引き様式 2-3)

③ 契約に係る指名停止等に関する申立書(手引き様式 2-4)

④ 建設業許可証明書の写し

⑤ 「平成 29・30 年度入札参加資格審査申請書の受理票」の写し

⑥ 平成 29・30 年度入札参加資格審査申請時の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し、又は公告日以前の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

⑦ 監理技術者等を証する書類の写し

⑧ 建設業許可申請書の別表

⑨ 建築士事務所登録証の写し

⑩ 税の納税証明書

※法人の場合は税務署様式「その 3 の 3」、個人の場合は、税務署様式「その 3 の 2」を提出する。

⑪ 檜葉町税の納税証明書

※檜葉町から課税されていない場合は不要。

⑫ 委任状(手引き様式 3)

⑬ 設計実績調書(手引き様式 8)

⑭ 施工実績調書(手引き様式 9)

カ 企業概要(最新の営業所等)が分かるパンフレット

(2) 受付期間

平成 29 年 7 月 13 日(木)から平成 29 年 7 月 20 日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(午後 0 時から午後 1 時までを除く。)

(3) 提出場所

檜葉町役場 産業振興課 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地 6 (檜葉町役場東庁舎 1 階)

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

必ず持参すること(郵送は不可)

(6) 参加資格の結果

参加資格の有無については、平成 29 年 7 月 25 日(火)までに通知する。

(7) 参加表明書の虚偽

参加表明書に虚偽の記載が認められた場合、参加表明書は無効とする。

9. 企画提案図書の作成と提出

(1) 企画提案図書の内容と構成

企画提案図書は、特記要件、手引き及び次の内容に基づき作成すること。

ア 実績に関する書類

- ① 設計実績調書(手引き様式 8)
- ② 施工実績調書(手引き様式 9)

イ 企画提案書(任意様式)

- ① 実施方針に関すること
 - ・事業の目的、内容、条件等の理解度について
 - ・事業工程の実効性について
- ② 地域貢献に関すること
 - ・地域のイメージアップや地元産業の活用について
- ③ 施設に関すること
 - ・施設及び附帯設備の構成、構造等に関すること
 - ・管理計画に関すること

ウ 技術提案書(任意様式)

- ① 技術指導について
- ② 経費削減策について
- ③ 保証内容について

エ 工程表(任意様式)

9 (1) イ①の内容をもとに、事業完了に至るまでのスケジュールを「設計工程」と「施工工程」を分けて記載すること。また、各施設の工種区分が分かるようにすること。

オ 参考図面

施設の敷地配置図、平面図、立面図、作業動線図、日影図、完成予想図(パース)、その他参考となる図面を提出すること。

カ 概算見積書(手引き様式 10(1)(2)(3))

- ① 見積金額
企画提案図書の内容を実施する場合の工事費等の概算見積金額と内訳金額を作成すること。
- ② 積算方法
見積書の作成にあたっては、他の補助事業要項同様の積算項目にて金額を記入すること。

(2) 提出期間

平成 29 年 7 月 26 日(水)から平成 29 年 8 月 10 日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、午後 0 時から午後 1 時までを除く。)

(3) 提出場所

檜葉町役場 産業振興課 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地 6 (檜葉町役場東庁舎 1 階)

(4) 提出部数

正本 1 部(製本)、副本 16 部(製本 15 部、製本なし(バラ) 1 部)及び電子媒体(CD-R 又は DVD-R 等)へ全体写しとして PDF にて記録し 1 部とする。

(設計図のみ別データとして DXF にて同電子媒体へ記録提出すること)

(5) 提出方法

必ず持参すること(郵送は不可)

(6) 留意事項

ア 使用言語等

本プロポーザルに関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。

また、通貨は円、日時は日本標準時、計量単位は設計図書等に特別の定めがある場合は除き計量法に定めるものとする。

イ 企画提案図書等の変更 提出後に企画提案図書等の変更、差し替え、再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、町が承諾したものについてはこの限りではない。

ウ 企画提案図書等の帰属

提出された企画提案図書等は、檜葉町に帰属するものとする。

エ 企画提案図書等の使用

提出された企画提案図書等について、町が公表等により使用するときは、その全部又は一部を応募者に断りなく無償で使用することができる。

オ 複数の提案の禁止 応募者は、複数の提案を行うことはできない。

カ 企画提案図書等の返却 提出書類等は、返却しない。

キ 地元への貢献

本施設の工事を行う企業の選定(下請け等)にあたっては、極力地元企業を採用すること。

10. 候補事業者の選定手順

(1) 審査体制

設置要綱第 1 条に基づき、「檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事 公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査・選定を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

応募のあった内容の説明、及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、平成 29 年 8 月下旬に、プレゼンテーションを実施する。日程等は、応募者ごとに別途通知する。

(3) 審査及び選定方法

審査委員会を開催し、応募者の提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリングの内容により、事業の具体性や効果等を総合的に審査し、最も評価の高い応募者を候補事業者として選定する。なお、審査・選定に関して、応募者が 1 社のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、当町が定める最低基準得点(60 点)に満たない場合は不採用とする。

また、いずれかの審査項目において 0 点の評価があった場合も不採用とする。

(4) 審査項目及び基準

上記(3)に掲げた審査において、以下にある項目及び基準に基づき、候補事業者を選定する。

「檜葉町 水稲育苗センター 整備事業 建設工事」

審査項目及び基準

審査項目		審査基準	評価ウェイト	
実績	施設の実施設計件数 水稲苗の総数 20,000 箱の施設で、種籾処理・播種・出芽・緑化・硬化の一連の水稲育苗施設の建設工事における『製造請負工事』の実施設計業務を完了した実績を有すること。 <平成 19 年 4 月 1 日から公告日まで>	5 件以上 10 点	10	20
		3 件以上 5 点		
		1 件以上 1 点		
	施設の施工件数 水稲苗の総数 20,000 箱の施設で、種籾処理・播種・出芽・緑化・硬化の一連の水稲育苗施設の建設工事における『製造請負工事』の施工実績を有すること。 <平成 19 年 4 月 1 日から公告日まで>	5 件以上 10 点	10	
		3 件以上 5 点		
		1 件以上 1 点		
企画提案	実施方針 事業の目的、内容、条件等の理解度について	5 点	5	15
		事業工程の実効性について	10 点	
	地域貢献 地域のイメージアップや地元産業の活用について	5 点	5	5
	施設	施設及び附帯設備の構成・構造等に関する事	5 点	5
管理計画に関する事		5 点	5	
技術提案	技術指導について	10 点	10	30
	経費削減策について	10 点	10	
	保証内容について	10 点	10	
見積価格		最低価格 20 点	20	20
		2 位 10 点		
		3 位以下 5 点		
合計			100	

(5) 選定結果の通知

選定結果については、全応募者に文書で通知する。なお、審査内容及び選定結果に係る質問、異議等は一切受け付けない。

11. 応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に虚偽が発覚したとき
- (2) 本要領に定める事項に違反したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき
- (4) その他、本事業の遂行に不相当と認められたとき

12. 契約に関する事項

(1) 候補事業者の取扱い

町は審査委員会によって選定された候補事業者と企画提案図書及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に基づき契約に関する協議を行う。ただし、協議が不調の場合は、次に優秀とした者と順次協議を行う。

(2) 本契約までの流れ

審査委員会によって選定された候補事業者は、町が指定する日までに再度見積を提出し、その見積金額が、町長の設定した予定価格以内に限り、契約を行うものとする。

なお、契約の締結については、議会の議決を得て本契約とし、議会の議決を得られない場合、町は仮契約を解除し、本契約を行わないものとする。仮契約を解除した場合、町は一切の損害賠償の責めを負わない。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、檜葉町財務規則第 97 条の規定により請負代金又は契約代金の額の 10 分の 1 以上の額の契約保証金を現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めなければならない。ただし、檜葉町財務規則第 99 条に該当する場合は、これを減免する。

(4) 関連事業

本事業は、檜葉町が実施する本事業用地の造成工事等に係る契約及び許可が成立することを前提としてプロポーザルを実施するものであるため、当該関係契約及び許可が不成立の場合は、本業務の契約においても仮契約の締結を中止するものとする。その場合、町は一切の損害賠償の責めを負わない。また、檜葉町が実施する本事業用地の造成工事等に係る契約及び許可の進捗により仮契約が遅れることがある。

13. 留意事項

(1) プロポーザルの実施不可について

参加資格事業者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルの実施を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、応募者をプロポーザルに参加させず又はプロポーザルの執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。また、その他、町が必要と認めたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は中止することがある。

(2) 参加辞退

応募者は、参加表明後に企画提案図書の提出期限までの間、随時、本プロポーザルの応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、応募辞退届(手引き様式4)を提出すること。なお、提出方法は持参のみ受け付ける。

(3) 費用負担

契約締結に至る上記全ての手続きのうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担により、これを行う。

(4) 募集要項の内容変更

募集要項の記述内容の変更があった場合は、町ホームページで公表する。

(5) 関係図書の貸出し

企画提案図書の作成に当たって、次の関係図書の貸出しを行う。

① 貸付期間

平成29年7月12日(水)から平成29年8月4日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、午後0時から午後1時までを除く。)

② 貸付・返却受付

平成29年7月12日(水)から平成29年8月4日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、午後0時から午後1時までを除く。)

③ 貸出・返却場所 檜葉町役場 産業振興課

※直接、借受・返却すること

④ 対象資料

電子媒体(CD-R)を貸し出す。

- ・事業用地位置図(形式:PDF)
- ・土地利用計画図(形式:PDF)
- ・用地実測図(形式:PDF)
- ・地質調査報告書(形式:PDF)

(6) 入札参加資格申請受付に関する事項

平成29・30年度檜葉町入札参加有資格者名簿に登録していない者の入札参加資格審査申請の受付方法は「14 入札参加資格申請受付に関する事項」を参考にすること。

(7) 予算に関する事項

本プロポーザルにおいては、9月議会での議決を前提としており、否決された場合は本プロポーザルは無効とする。なお、その場合、町は一切の費用負担は負わない。

14. 入札参加資格申請受付に関する事項

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

申請は、「申請の手引き」を確認した上、申請書類を以下の(4)の担当課まで持参すること。郵送による申請は、一切受け付けない。なお「申請書」及び「申請の手引き」は、町ホームページにて掲載しており、内容の問い合わせは、檜葉町総務課入札管理係で受け付ける。

(2) 申請受付期間

平成29年7月6日(木)から平成29年7月20日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(ただし、午後0時から午後1時までを除く。)

(3) 申請に関する留意点

申請の際は、「檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事公募型プロポーザル」に関する申請書提出である旨を申し出ること。

(4) 申請の担当課及び問合せ先

檜葉町役場 総務課 入札管理係(檜葉町役場本庁舎2階)

電話：0240-23-6100 FAX：0240-25-5564